

温 対 - 177
平成29年10月19日

第17回エコ&リサイクルフェスティバル
協賛企業・団体 代表者 様

秋田県生活環境部長
(公 印 省 略)

あきた省エネファミリーチャレンジキャンペーン (冬季) への
協賛及び商品の提供について (依頼)

地球温暖化対策の推進について、日頃御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、第17回エコ&リサイクルフェスティバルへの御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、県では、「できることから始めよう みんなでストップ・ザ・温暖化あきた」の合い言葉のもと、県内の家庭を対象に省エネ行動の実践を推進する「あきた省エネファミリーチャレンジキャンペーン (冬季)」を夏季に引き続き実施することとしました。

このキャンペーンでは、県内の家庭に省エネの実践について広く周知・啓発するとともに、本キャンペーンに参加し、省エネの取組結果を報告いただいた家庭を対象に抽選を行い、賞品を贈呈することとしております。

つきましては、趣旨を御理解の上、本キャンペーンへの協賛及び商品の提供について、御検討くださるようお願い申し上げます。

なお、御協賛いただいた事業者様及び御提供商品につきましては、リーフレットや県のウェブサイト「美の国あきたネット」等での紹介を予定しております。本キャンペーンに御協賛いただける場合は、別添の申込用紙により、平成29年11月10日 (金) までに、担当にお知らせくださるようお願い申し上げます。

本キャンペーンの詳細につきましては、別添の「実施要領」及び「あきた省エネファミリーチャレンジキャンペーン (冬季) への商品の御提供について」のとおりです。

また、県のウェブサイト「美の国あきたネット」でも協賛事業者の募集を行っておりますので、次の URL を御参照ください。

県ウェブサイト「美の国あきたネット」 <http://www.pref.akita.lg.jp/en-ondanka/>

担当 秋田県生活環境部温暖化対策課
環境活動推進班 若狭
電話 : 018-860-1560
FAX : 018-860-3881
E-mail : en-ondanka@pref.akita.lg.jp



あきた省エネファミリーチャレンジキャンペーン（冬季） 実施要領

1 趣旨

秋田県における二酸化炭素排出量の約2割は民生家庭部門からなっており、地球温暖化を防止するためには、家庭において子どもと一緒に節電等の省エネルギーの取組を考える必要がある。

「できることから始めよう みんなでストップ・ザ・温暖化あきた」の合い言葉のもと、より多くの家庭で省エネ行動の実践を推進するため、広く県民に対し、省エネの取組について周知・啓発を図る県民参加型のキャンペーンを実施する。

2 概要

省エネに取り組む家庭を広く県内から募集する。キャンペーンに参加する家庭は、「あきた省エネファミリー」として、12月から1月にかけて省エネ行動を実践し、取組結果を県に報告する。県は、報告した家庭の中から抽選で賞品を贈呈する。

3 実施期間

(1) 省エネチャレンジ実践期間

平成29年12月～平成30年1月（学校の冬休み期間中）

(2) チャレンジ結果報告期間

冬休み終了後から平成30年1月31日（水）まで

(3) 抽選・賞品送付

平成30年2月中旬

4 参加対象

県内の家庭（応募は世帯単位とする）

5 参加方法

リーフレットの「あきた省エネファミリーチャレンジ報告シート」（県のウェブサイトからのダウンロードも可能）に必要事項を記入し、秋田県生活環境部温暖化対策課まで郵送、またはFAX、E-mailで送付する。

6 取組内容

(1) キャンペーン参加家庭は、省エネチャレンジ実践期間において、電気使用量等の削減につながる取組を実践する。

(2) 取組内容は、各家庭でそれぞれ決定し、実践するものとする。

7 チャレンジ結果の報告

「5 参加方法」のとおり、キャンペーン参加家庭は、実践期間内の取組結果を、秋田県生活環境部温暖化対策課に報告する。

8 賞品抽選

- (1) 報告シートを提出した家庭の中から抽選を行い、省エネ賞当選者を決定する。
- (2) 報告シートを提出した家庭のうち、省エネ賞から落選した家庭の中から抽選を行い、チャレンジ賞当選者を決定する。
- (3) 賞品抽選要領は別途定めることとする。

9 結果発表及び賞品の贈呈

- (1) 当選者には省エネ賞またはチャレンジ賞賞品を贈呈する。
- (2) 当選発表は賞品の発送をもって代える。

10 賞品

- (1) 省エネ賞及びチャレンジ賞の商品については、県内企業等からの協賛商品とする。
- (2) 賞品については、12月下旬を目処に県のウェブサイト等に公表する。なお、企業提供賞品については、協賛企業名及び賞品を広く広報するものとする。

11 個人情報の保護

個人情報の保護に関しては、「秋田県個人情報保護条例」に基づき、適切に管理するものとする。

12 その他

この実施要領に定めのない事項は、別途定めるものとする。

13 担当部局

〒018-8570 秋田市山王四丁目1-1

秋田県生活環境部温暖化対策課 環境活動推進班

TEL : 018-860-1560 FAX : 018-860-3881

E-mail : en-ondanka@pref.akita.lg.jp

あきた省エネファミリーチャレンジキャンペーン（冬季）への商品の御提供について

1 賞の区分

御提供商品の価格は問いませんが、単価により次のように賞を区分し、当選者へ提供させていただきます。

省エネ賞	単価が2,000円相当程度以上
チャレンジ賞	単価が2,000円相当程度未満

また、他の企業・団体様より御提供いただいた商品と併せて、賞品とさせていただきます場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

<具体例>

- ・県内全域で使用可能な商品券、旅行券等
- ・県産品
- ・省エネ関連商品（LED電球、ソーラー機器等）
- ・菓子、飲料等

※誠に勝手ながら、次に該当する場合は、提供をお断りさせていただく場合があります。

- ・賞味期限が短いもの（1ヶ月程度以下）
- ・当選者に料金が発生するもの（例：〇%割引券、半額券等）
- ・常温保存不可の生もの（例：生鮮食品等）
- ・中古品、使用済のもの
- ・県内の一部地域でのみ使用可能なもの
- ・キャンペーンの趣旨に反するもの

2 御提供商品の包装等について

包装、熨斗等の有無については、任意といたします。

3 協賛事業者様及び御提供商品の広報等について

協賛事業者様及び御提供商品については、本キャンペーンリーフレット及び県のウェブページ「美の国あきたネット」に掲載し、紹介させていただく予定です。

4 協賛提供申込の受付期限

平成29年11月10日（金）まで

※郵送、FAX、E-mailで、秋田県生活環境部温暖化対策課に申込用紙を御送付ください。

5 提供商品の御送付期間

平成30年1月29日（月）から2月9日（金）まで

※当選者への賞品の発送は、秋田県生活環境部温暖化対策課で行いますので、提供商品は当課へ御送付願います。

恐れ入りますが、発送費用は、事業者様で御負担くださるようお願いいたします。

<問い合わせ・送付先>

秋田県生活環境部温暖化対策課 環境活動推進班 あて

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

TEL : 018-860-1560 FAX : 018-860-3881 E-mail : en-ondanka@pref.akita.lg.jp

あきた省エネファミリーチャレンジキャンペーン (冬季) 協賛提供申込用紙

賞区分	省エネ賞 ・ チャレンジ賞	
事業者様名		
御住所	〒	
HP アドレス	県のホームページから事業者様の HP へのリンクについて 可 ・ 否	
担当者様名	所属名	氏名
連絡先	TEL	FAX
	E-mail	
御提供商品 (品名・サービス名)	画像イメージ等のデータについて あり ・ なし	
数量		
梱包の規格 ・ サイズ	(縦) cm × (横) cm × (高さ) cm	
その他・ 特記事項		

※事業者様のホームページへのリンクの可否及び御提供商品の画像イメージ等のデータの有無について忘れずに記入ください。また、御提供商品の画像イメージ等がありましたら、申込の際にデータ等をお送りください。

※御提供商品は、平成30年1月29日(月)から2月9日(金)までに温暖化対策課まで御送付願います。恐れ入りますが、発送費用は、事業者様で御負担くださるようお願い申し上げます。

協賛提供申込用紙受付期限 平成29年11月10日(金)まで